

## 「令和2年度宮古島 ICT 交流センター活用促進事業」業務委託仕様書

### 1. 業務名

「令和2年度宮古島 ICT 交流センター活用促進事業」  
(以下、「本事業」という)

### 2. 業務内容

- (1) 入居企業及び地元企業向けに施設活用促進のためのセミナー開催（6回以上開催）

宮古島 ICT 交流センターの活用促進のために、施設運営における知見が豊富な地域や民間企業等の島内外人材によるセミナー等を開催し、サテライト入居企業や島内 ICT 関連企業や人材等との交流関係を構築する。

- (2) 県外企業等による島内小中学校向けのキャリア教育提供サポート

島内小中学校におけるキャリア教育の一環として、島内にない職業・職種等やグローバルな観点での授業の実施が望まれており、これらの授業を実施いただける県外企業やサテライトオフィス入居企業等と島内学校との授業日程・内容調整、滞在前・滞在中の社員サポート等を行う。

- (3) 島外企業向けのワーケーション体験提供および希望企業に対する受入窓口業務（体験企業8社以上、自費によるワーケーション企業数4社以上）

セミナー等で本市へのワーケーションを希望する企業(4社程度)を対象としたワーケーション体験を提供し、地域との交流機会を作ることで、宮古島 ICT 交流センターの法人利用会員獲得へ繋がられるような良好な関係構築を目指す。

また、ワーケーションを希望する企業への受入窓口として、各種情報提供・提案、相談対応や紹介等の総合的なサポートを実施する。

- (4) 報告業務

本事業で実施する業務について担当者と適宜共有を行い、必要に応じて実施内容について協議する。

- (5) その他業務

上記の業務と連携し実施する上で、より企業誘致の効果が高まる内容の業務を事業者の創意工夫により提案する。

### 3. 実施スケジュール（イメージ）

本事業の実実施スケジュールは概ね以下のとおりとなる。

	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設活用促進セミナー開催			→						
キャリア教育提供サポート			→						
ワーケーション体験提供と窓口業務			→						
報告業務			→						
報告書提出				→					

### 4. 業務体制

- (1) 本事業においては、沖縄県及び宮古島市の現況や制度等の特色を理解し、業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置すること。
- (2) 本市との交流関係づくりに関心の高い県外企業に対して企業訪問やセミナー開催や情報提供等コンタクトを行える体制を整えること。
- (3) 契約期間中は本事業の進行状況を随時、宮古島市へ報告出来る体制を整え、また本市で会議等調整を行う場合は速やかに対応出来る体制であること。

### 5. 成果物

本事業終了後以下のものを成果物として印刷物 1 部、電子媒体 1 部提出すること。  
なお成果物の著作権は、宮古島市に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書

### 6. 目標

本事業において努力目標件数を以下のとおり定める。受託者は下記の努力目標を念頭におき、事業を遂行するものとする。

- (1) 移住者 10 人以上
- (2) 法人契約企業数 15 社以上
- (3) 宮古島 ICT 交流センター年間利用者数のべ 400 人以上

### 7. 協議について

この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本市と協議すること。